

介護保険負担限度額認定証の更新

施設に入所（ショートステイを含む）したときの食費・居住費は、全額自己負担となりますが、低所得者の方については、申請により利用者負担が軽減されます。

「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日までです。現在、認定証をお持ちの方には、6月上旬ごろに更新のお知らせをお送りしています。申請には、市民税非課税世帯に属する方など、いくつか要件がありますので、要件すべてに該当する方は再度申請してください。詳しくはお問い合わせください。

☎長寿課 ☎22-1361

「骨髄バンクドナー」登録にご協力ください

予約制です。希望される方は事前にお問い合わせください。

●受付日 毎月第1・3火曜日 9:00～10:00

☎仙南保健所 ☎0224-53-3121

「しろいし安心メール」登録方法

「shiro-i@mpx.wagmap.jp」あてに空メールを送信して、案内に従って登録ください。
二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードをご利用ください。



差押物件をインターネットで公売します

市税滞納を理由に差し押さえた不動産を、インターネットで売却（公売）します。今回は次の物件が公売対象です。詳しい内容や入札情報は、ヤフー官公庁オークションページ (http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/sennan_kouiki2) をご覧ください。

●公売方法 インターネットでの入札

●参加申込期間

7月5日(木)～23日(月)

●入札期間 7月30日(月)～8月6日(月)

☎仙南地域広域行政事務組合 滞納整理課

☎0224-52-2632

公売不動産一覧

売却区分	所在	地目(現況)	地積(m ²)	見積価額(円)	公売保証金(円)
1	上久保	畑(宅地)	318	1,710,000	180,000
2	福岡深谷字原野町	宅地	871	1,420,000	150,000

新しい「介護保険負担割合証」をお送りします

要介護認定等を受けている方に交付している負担割合証の適用期間は7月31日までです。新しい負担割合証を7月末日までに郵送します。8月1日以降に介護サービスを利用する際には、必ずサービス事業者などに介護保険の保険証と一緒に新しい負担割合証を提示してください。これまで、介護サービスを

利用した場合の利用者負担額は、原則として1割負担、一定以上の所得がある方は2割負担でしたが、平成30年8月からは2割負担の方のうち、特に所得が高い方は3割負担になります。※年度途中でも所得更正や世帯員異動により負担割合が変更になることがあります。

☎長寿課 ☎22-1361

要件	利用者負担
①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上 ①と②両方の要件に該当する方	3割
①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上 3割の要件に該当せず、①と②両方の要件に該当する方	2割
上記以外の方	1割

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

■人口 34,481人(前月比) -46人

男16,921人 女17,560人

■出生件数 18件 ■死亡件数 49件

■世帯数 14,211世帯 ※住民基本台帳から、5月31日現在

市内の交通事故 5月1日～31日 ※ () は1月からの累計

■発生件数 58件(348件) ■死亡者数 0人(0人)

■負傷者数 6人(26人) ■物損件数 53件(326件)

■飲酒運転摘発者数 0人(1人)

平成29年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんの請求によって、市が保有する公文書を、閲覧のほか写しを交付して公開する制度です。

区分	件数
開示	11件
部分開示	6件
非開示	0件
その他(※)	1件
不服申し立て	0件
情報の提供	615件

※その他：在否応答拒否、不存在、取り下げ

個人情報保護制度の実施状況

個人情報保護制度は、市が保有している個人情報を適正に取り扱い、市民の皆さんの個人情報に関する権利と利益を保護するための制度です。

区分	件数
個人情報取り扱い業務	428件
開示等請求	0件

☎総務課 ☎22-1331

平成30年度国民年金保険料免除・納付猶予の申請受付は7月開始です

保険料が未納の状態、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。収入が少なく保険料の納付が困難な場合、保険料の納付が「免除(猶予)」される制度がありますので、未納のままにせず一度ご相談ください。

●対象期間 平成30年7月から平成31年6月分

●受付開始日 7月2日(月)

※継続審査の方を除き毎年申請が必要です。

●免除の種類 全額、一部(4

後期高齢者医療制度の被保険者証を更新します

現在お使いの「オレンジ色の保険証」は有効期限が7月31日までです。新しい「保険証」(緑色)は7月末までに簡易書留で郵送します。



なお、受け取り後の紛失にはご注意ください。紛失防止のため、開封後すぐにオレンジ色の保険証と一緒にしておくことをおすすめします。

●7月末日までに郵送する物

①後期高齢者医療被保険者証

②限度額適用・標準負担額減額認定証

※②は、減額認定証を現在お持ちの方で8月1日以降も認定要件が満たされている場合のみ、保険証に同封します。

☎健康推進課 ☎22-1362

紙上からお礼申し上げます

生活基盤の整備や福祉事業などのため、次の方々からご寄付をいただきました。紙上からお礼申し上げます(敬称略)
ケーヒン労働組合 中央執行委員長 櫻井孝一、梶川常雄



▲受納書を受け取る櫻井委員長(左)

国民年金保険料の「後納制度」

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効になりますが、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた保険料を納付することができる「後納制度」が今年の9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

☎大河原年金事務所

☎0224-51-3111

7月は

固定資産税(2期)
国民健康保険税(1期)
後期高齢者医療保険料(1期)
の納期です

「夜間収納総合窓口」開設

●日時 7月25日(水)

17:15～19:30

※納税相談は20:00まで

●場所 収納管理室・会計課